

平成 22 年 1 回定例会 商工労働常任委員会

平成 22 年 3 月 3 日

此村委員

先ほどもちょっと出たのですけれども、若い方に対する雇用問題、失業問題ですが、特に高校生の卒業生を中心にした若者の就職の問題は大きな問題になっておりまして、この厳しい状況をもう一度お聞きしたいというふうに思います。

雇用労政課長

高校の卒業予定者ということで、今私どもが数字を持っておりますのは、文部科学省が 12 月末現在で発表したものでございまして、全国の高校卒業予定者の就職内定率は 74.8%で、前年同期を 7.5 ポイント下回っております。この時期の本県の就職内定率は 67.1%と、前年同期を 10.5 ポイント下回っております。一昨日になりますが、3 月 1 日、神奈川労働局より 1 月末時点での県内高校生の就職内定率が発表になりまして、73.5%、前年の同期と比べまして、9.7 ポイント減という状況になっております。

此村委員

数値が出たわけでありましてけれども、人数は私の方で概略推計をいたしますと、神奈川県内で大体 5,200 人が就職希望をしていると。そのうち、12 月 1 日現在の数値からいきますと、大体 1,700 人、ちょっと改善をしたとはいえ、この 1 月末現在で約 1,500 人の就職が決まっていないというふうに思うのですが、これは間違っていないのでしょうか。

雇用労政課長

神奈川労働局が 1 月末の数字ということで発表した数字で申し上げますと、高校卒業予定者の中の就職内定者の数が 7,506 人、卒業予定者を今 1 月末で申し上げましたが、12 月末時点の文科省の発表ベースで申し上げますと、就職希望者 5,367 人に対して就職者数 3,627 人、したがって未就職者数は 1,740 人という数字になります。

此村委員

そうしますと、約 1,500 人がまだ 1 月末現在で就職が決まらなないと、こういう状況になっておりまして、実は昨日、地元の県立高校の卒業式に出席してまいりました。どのくらい就職が決まっていないのかという話になりました。非常に学校現場でも深刻に受け止めているわけでありまして。

それで、この高校卒業生等における内定率の問題については、12 月の定例会、そしてその前にも質問をさせていただいたわけでございます。特に、昨年の 12 月定例会では、かつてない異常事態であるということで、この非常事態宣言とも言えるような、そういった宣言というか、アピールをきちっと示すべきだと。そしてまた、県民、事業者、もちろん市町村も含めて総ぐるみで対応をするべきであると。県が独自でできることは、もうとにかくきちっとやるべきであるという提言をいたしまして、御答弁も頂いたところでございます。その中で、部長からも改めて前向きな方向で調整をしたい、検討したいと、こういうことであつたわけでありまして、その結果として何をどうやったのか、御答弁を頂

きたいと思いま す。

雇用労政課長

先ほど、一部触れさせていただきましたが、先月 2 月 26 日に緊急若年者就職支援対 策を公表させていただきました。この発表に際しましては、商工労働部だけではなくて、教育局はもとより環境農政部などに関連する部局にも呼び掛けまして、 県として現時点でできる施策というのを幅広く網羅いたしまして、発表させていただいたところです。当然のことながら、神奈川労働局との連携が必要な事業も ございますので、そういった部分も併せてこの発表の中に盛り込みをさせていただきました。国と県を挙げて、また、県の中では各関連部局を含めて取り組むと いう形でまとめさせていただいたものでございます。

此村委員

知事が緊急アピールということで出したわけでありまして、また、添書きの中にもありますが、47 都道府県中、44 番目といった極めて低い内定率であると、こういうことなのですが、内定率は 44 番目なんですけど、恐らく人数は全国でワースト 1 か、そのぐらいなのではないかと思えます。神奈川の内定率の低さというものは問題であると、こういうことの認識を知事も持っておられてのことだとは 思うのですが、この約 10 項目にわたる緊急対策と、こういうこととでございますが、私も前回の質問で各都道府県がそれぞれ単発で行っている、高校生の未内定 者に対する対応とか、それに対する部局横断型のそういった対策会議とか、そういった事例を挙げまして、きちっとやるべきだと、こういうことを申し上げてま いったわけでございます。既に発表していただいている内容について、私から細かく一つ一つお聞きすることはやめますが、このようないわゆる緊急アピール等 の対策をとっている他の都道府県はありますか。

雇用労政課長

私ども調査はいたしておりませんが、承知している限りではまだないのかなというふうに思っています。

此村委員

そうした意味では、大変に評価をしたいと思っておりますし、これですべてではない と思えますので、更にプラスをして打てる手はどんどん打っていただくと、こういうことが私は大事ではないかと、そのように申し上げておきたいというふうに 思っております。そこで、この緊急対策の中で、県と労働局がすべき事が入っておりますが、県民総ぐるみということですから、当然に市町村にもとにかくやっ てもらいたいような働き掛けをとということも含んでいるわけでございます。同じような事業を市町村でもできる内容があるのではないかと思えますから、例えば基金 を使って市町村が直接、また臨時的に就職が決まっていない高校生を雇うとか、様々な対応ができるというふうに思っております。そうした働き掛けを県から市町 村にしていく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

雇用労政課長

26 日に発表した取組の中で、県の方では緊急雇用創出事業の中で、就職未内定の高 校生の雇用を一定規模目指すという形で発表させていただきました。御案内のとおり、緊急雇用創出事業では、県と市町村がほぼ同額で今取り組んで

いるというところでございますので、市町村に対しましても同様の形で、就職が決まらなかった高校卒業者の方の雇用に向けまして働き掛けを行いたいというふうに考えております。

此村委員

是非、緊急雇用基金だけでなく、幅広く対策をとるように働き掛けていただきたいと思います。とにかく大事なことは、卒業しても勤めるところがない、行くところがないというこの事態を何とも避けなければならない。一定期間、臨時でもいいですから、とにかく働いている間に就職先を探して、きちっとしたところに就職できる、また、あきらめさせないということが大事なわけでありますので、是非よろしく願いをしたいと思います。

それから、各部局横断的にもいろいろと対策をとっていただきました。発表資料を見ますと、それぞれに案内窓口がずらっと列挙されている。聞きたいところの窓口に行くと、こういうことになっているのですが、これはこれでいいと思うんです。問題は、これらの施策がどれだけ進行しているのか、それぞれの部門で出てきた問題だとか、相互に調整すべき問題や課題が出てきたときに、みんなで相談をするとか、その施策の検証をどのようにやっていくのか。恐らく来年も必ずしも楽観できる状況ではないと、もちろん本当に今年みたいなこんな状況は避けなければなりません、来年度以降もこうした事態が続くかもしれない。これから何をやっていくのかということを検討し、また、今まで打ってきた施策を検証していく、そして次なる対策を推進していくという、こういう組織推進体制というのか検討体制というのか、推進体制といいますか、そういった組織が必要ではないかと、このように思います。これについても前の12月定例会の質問のときに申し上げた際、前向きに検討したいという御答弁であったかと思いますが、その後どのようになっていますでしょうか。

商工労働総務課長

今般の経済対策あるいは雇用対策という視点で緊急的にとりまとめたところでございますが、もとより私どもは原油・原材料対策から始まりまして、一昨年の緊急経済対策本部といったものを立ち上げました。その際に、政策部に置かれていた事務局を地域経済あるいは労働部門で、関係団体との連携等を持っておりましたので、昨年4月に商工労働部の方にこの事務局を移して、本格的に取り組んできたところでございます。

この緊急経済対策本部の下部組織には、庁内での連絡会議、幹事会というふうに呼んでおりますが、各企画政策担当課長がメンバーになってございまして、今般の取組につきましても各部局に照会をして、これまで数次にわたる対策もそうなんですけれども、緊急の対策に沿った形で私どもの方でとりまとめをしていくと、こういうふうな経過がございます。

したがって、ただいま委員からもお話がございましたように、この対策会議をもって進行管理を行い、次なる対策についての検討を行っていくと。そうしてまとめられた経済・雇用対策につきましても、県の意思決定機関でもございます政策会議の方に報告し、またそこで新たな議論を経まして、県議会の皆様にも御報告させていただいているところでございます。こういうふうなサイクルで今後も臨んでいきたいと考えます。

此村委員

そうなると、今までの平時の体制、組織でやりますよと、こういうことですか。

商工労働総務課長

平時の対策につきましては、実は別の中小企業対策の事務局を持っておりますが、そちらの方では、並行して中小企業向けの官公需、例えば分割して発注するとか、あるいは神奈川労働局とハローワーク等を通じた連携、例えばセミナーでありますとか、コンサルティング、そういったものを行っているわけですが、今般につきましてはあくまでも緊急の対策ということで、重点的に連続し、継続的に取り組んでございまして、年度末対策の一環として、若年者雇用

に焦点を当てて取り組んだという考え方でございます。

此村委員

例えば、これをまとめるまでの会議はどのようにやってきましたか。

商工労働総務課長

新聞報道もされて、高校生あるいは大学生の就職が大変厳しいという状況がございました。まずは当初予算とそれから四次の緊急経済対策でやってきたわけですが、今回はかなりそういう意味では高校生の内定が厳しいとの報道もございまして、委員のお話のとおり、全国47番中で44番ということであり、これについて、教育委員会と連携しまして、知事からのメッセージにつきまして、まずは関係部局が集まりまして、意見交換をして、速やかにこういった対策をとりまとめたという経過でございます。

此村委員

とにかく意見をとりまとめたと言われたから、ばたばたとまとめたとは言いたくはないけど、要するにそういう感じなんですよ。これは大問題で、知事がそのために緊急アピールを出したはずですよ。緊急アピールを出すぐらいの大問題ですから、今年だけでは決着は着かないと。来年度もこういう問題は起こり得るし、しばらく続くかもしれないんだというようなことで、緊急アピールを出した。場当たり的に出したわけではないのだから、それに対して、ではどのようにしてこの進行管理をしていくのかというようなことは、今までの既存の流れの中の組織を使って、たまたまこういう事態になったから、それではばたばたとやりましたではなくて、きちっとした対策をとるべきだと思うんです。兵庫県だとか、ほかの都道府県でも対策会議をつくって、副知事が長になっていたりしていることを申し上げているわけです。

商工労働部長

1月26日に第四次の緊急経済対策の方を出させていただきました。その後、1月末の高校卒業生の内定の数字が厳しいというものが2月に入って発表されました。第四次の対策の中には、合同面接会等を位置付けさせていただきました。その後、数字が更に悪化したという中で、緊急経済対策本部の中に、特に、私ども商工労働部と教育局、環境農政部の部長が集まって相談をいたしました。その中には、ただ単に高卒者を雇ってくださいと言うだけではなくて、雇っていただける側のメリットも考えてということで、今回、制度融資の利率の引下げ、そして例えば、環境農政部関係では森林塾、それから農業アカデミ

一での特別枠等の対策を出しました。

また、それ以後といたしまして、実際の数値でいいますと有効求人倍率は高校生を例に出しますと1.34倍でございます。現実には就職を希望する人以上に職はあるわけですが、選ぶ側としては、ここは嫌だ、あそこも嫌だといった様々な状況もございます。本人の希望と親御さんの理解ということも必要であり、教育委員会では労働局と調整をした上で、まず親御さんがあきらめないで最後まで見守る、それから選り好みをしないでしっかりと働く場を確保してくださいといったような通知も学校から幾つも出していただきました。

こういったものをパッケージにしまして、私どもの方で、2月26日に総合対策を打ち出しました。これは、緊急経済対策の一環という形で取り組んでおりますので、今後も部会という形で、特に関連する教育局、商工労働部、そして環境農政部等の部局長がすぐに集まれる柔軟な組織として今やっておりますので、しばらく様子を見させていただいて、その後、より効果的に対応できるような組織を検討していきたいと思っております。

此村委員

部長の今の答弁ですと、1月の状況を見て、高卒の内定率が非常に厳しいということが分かったので、それから他部局とかに働き掛けて、どうのという今お話がありました。これはとんでもない話で、私が質問しているのは、12月16日に質問をして、そのときに部長は、他部局とも調整をして、どんな形がいいか改めて前向きに検討したいと、12月の時点で言っていた。高校生の就職が非常に厳しいということは、たしか9月の時点でも言っていた。それが1月の時点で状況が厳しいということが分かったということです。私はこれを言っているんです。全然認識が甘いということ。

商工労働部長

発言に不手際があったのかもしれないのですが、私どもでも、夏の段階から厳しいということは分かっておりましたので、例年より早く経済界に対しても要請をさせていただいております。

また、知事と一緒に経済団体等にも出向きましたし、文書におきましても暮れのうちに要請をさせていただいております。また、12月の常任委員会で此村委員からの要請を受けまして、取り組むべきことは早期に取り組むという形でやってまいりました。その後、内定率が伸びないという状況が分かってきましたので、更なる対策ということでの手段をとらせていただきました。

此村委員

再度お聞きします。緊急経済対策会議も既に前からあった。その時点ではまだ、高卒者の問題がこれだけ深刻な状況になるとは分からなかったわけでしょう。その時点から更に深刻になってきたんだと、それで知事が深刻な状況を受けて、緊急アピールを発表するまでになったわけです。他の都道府県ではどこでもやっていないぐらいのことを一応打ち出したわけだ。進行管理をどこでするのか、推進したこの施策を検証して、次への対策を打たなければならないということになれば、緊急経済対策会議の中でもいいですが、何か特化したものが必要ではないですか、ということをおしは申し上げているのであって、既存のものでもない、それほど危機感が高まっていない段階でつくった組織の中でや

っていきましようという認識と、非常に厳しくなったこの事態に対して、特化してやりましようということでは、つくる、つくらないというだけの話ではなくて、皆さんの認識が問われるわけですから、申し上げたんです。もう一度、答弁をお願いします。

商工労働部長

高校生の就職の状況の把握となりますと、まず第一には、教育委員会の学校ごとの単位というものと思っております。また、実際もう既に卒業式が終わったところもありますから、卒業後の状況を教育委員会の方で把握するのは難しいのですが、把握するように努めております。これは県立高校に対してですが、私立高校に対しましても、県民部の学事振興課を通じまして、把握に努めるということでございます。数値を関係する部局で共有する中で、今後有効な対策等があったら適時実施するという形で、一番関連する部局がまず把握した中で、緊急経済対策会議の方に上げていくという形で努めております。

此村委員

組織をどうするんだと、組織をつくるのか、つくらないのか、もう一回御答弁をお願いします。

商工労働部長

現在、緊急経済対策本部の下で、2月26日に発表させていただいた中で、全国的にも初めてという形で各種対応を行ってまいりました。この状況を見た中で、来年度早急に立ち上げるかどうかという点を調整させていただきたいと思っております。

此村委員

今よく聞こえなかったので、もう一回お願いします。

商工労働部長

緊急経済対策本部の下に、2月26日に高卒者の失業、若者の就職支援という形で、11項目にわたる対策を発表させていただきました。今年度、この対策をしっかり実行していくというのが私どものまず使命だと思っております。また、現在のこういう状況では、来年も引き続き厳しい状況が予想されますので、緊急経済対策本部の中に若者支援の部会等を設置させていただくような方向で調整したいと考えております。

此村委員

是非、お願いします。皆さんが一所懸命やっているのは分かる。要するに県民をリードするために、皆さんのやる気を示すということも一つの施策であるということを申し上げておきたいというふうに思っております。

それから、緊急離職者等再就職支援事業についても9月の常任委員会で質問をさせていただいたわけでありまして、この事業の中でより就職内定者を増やすためにこの事業を受託している職業紹介業者にとって、よりインセンティブのある報奨金制度、例えばカウンセリングだとか、そういうことをやる契約をしている中で、就職1人当たり、たしか1万円ですか、そういうことをやると。これはただ業者にお金を渡しているわけですね。しかし、報奨金の部分は出来高払いではありませんけれども、もっと業者に力を入れさせるために、カウンセリングだとか、そういった教育とかをもう少し減らしてでも、就職できたら

もっとお金が出ますよというようなことの方が、インセンティブを与えることになるのではないかといいことで、再検討をお願いしたところでございますが、その結果についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

雇用労政課長

ただいま御質問いただきました緊急離職者等再就職支援事業では、職業紹介業者が県から受託をしております、カウンセリング、セミナー、最終的には職業紹介も行いまして、セミナー等を受講した求職者の方を就職に結び付けるという事業でございます。受託している職業紹介業者のインセンティブとなるようにということで、雇用1名につき1万円を受託企業へ、ある種の歩合制ということになるかと思いますが、現年度事業においては措置しております。

22年度事業につきましては、9月の常任委員会での御質疑を踏まえまして、より受託している業者によりインセンティブを与えるようにということで、1人雇用されるごとに受託事業者が取得する金額を正規雇用の場合は、1人当たり2万円、社会保険適用までに至らない、いわゆる短期及び短時間就労につきましては、1人当たり5千円という形で、正規と非正規の差を付けて、加えて正規につきましては1人1万円から2万円に引き上げるという形の中で、22年度事業につきましては取り組んでまいります。今、仕様書等を検討するなど、計画を進めているところでございます。

此村委員

若干インセンティブが高まるような形で、金額を引き上げていただいたということですが、私から見れば、5千円とか2万円とかという金額でなくて、例えば5万円とか明らかに業者の皆さんがやりがいのある、何としても就職を決めよう、決めさせようという意欲を駆り立てるような金額にしていきたいなど、こういうふうに思っております。そういう形で動き出しているとのことですので、それはそれとして、今後は是非、来年度の進ちょく状況といたしますか、結果を見て、これよりインセンティブを与えられるような実効性のある施策を要望しておきたいというふうに思います。

次に、障害者雇用についてお聞かせをいただきたいと思っております。これについても、前の委員会等で質問をさせていただいたところでありますが、昨年6月1日現在の障害者雇用率が昨年秋に発表になったわけですが、雇用率はどのくらいだったのか。また、法定雇用率1.8%を達成している企業の割合は幾つで、達成している企業数は幾つか、改めて確認をしたいと思っております。

産業人材課長

昨年6月1日現在の本県における民間企業の障害者雇用率でございますけれども、本社所在地集計では1.57%でございます、昨年より0.08ポイント上昇ということになってございます。また、より地域の実態を表している事業所所在地集計ですと、1.75%ということになってございます。

また、法定雇用率1.8%を達成しています企業の割合でございますが、43.5%でございます、昨年が43%でございますので、0.5%アップということになってございます。また、その達成している企業数は、1,468社でございます、昨年は1,449社でしたので、こちらの方はわずかではございますが、上昇していると

というような状態でございます。

此村委員

わずかではあります、非常に雇用が厳しい中で、皆さんが大変御努力をされていることであろうと思っております。法定雇用率を達成している企業が43.5%ということですが、まだ法定雇用率を達成していない企業は56.5%ということになるわけでございますから、これらもきちっと対策をとっていく必要があるというふうに思うわけでありませう。

そこで、今後この障害者雇用を更に進めるためには、企業に対して何らかのインセンティブを与える必要があると。このことにつきましては、昨年6月定例会の本常任委員会で質問し、検討するとの前向きな御答弁を頂いているわけですが、その後の検討状況についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

産業人材課長

障害者雇用を進めるための企業に対するインセンティブでございますけれども、昨年の6月定例会の常任委員会の方で委員の方から御提案を頂きまして、いろいろと検討をしましてまいりました。結果といたしましては、来年度から障害者雇用に積極的に取り組む中小企業、これを県が認証するというような制度を創設するというところで現在準備を進めている状況でございます。現在、先行しております認証制度につきましては、まず県内の中小企業であつて、法定雇用率が1.8%でございますので、その倍の3.6%を設定したいと考えてございまして、この3.6%を満たしていることを認証の条件ということにしたいと思ひます。

また、認証を受けた企業が障害者雇用に積極的に取り組んでいるということを一社あるいは消費者に対して分かりやすく伝えるためということで、シンボルマークというようなものも設けたいと考えております。このマークの制定に当たりましては、一般県民の方からの啓発の意味も込めて、公募というような形で募りまして、決定をしていきたいと考えてございませう。

認証企業につきましては、最近特にCSRというようなことで、大分言われていることでございますので、県として障害者雇用非常に熱心な企業であるという、認証を与えるということが企業にとつてもそれなりのメリットがあるだろうなというふうに考えてございませう。また、マークを設けることによって、例えば企業の封筒ですとか、名刺ですとか、そういったところに入れていただければ、企業としてのPRにもなりますし、県としての障害者雇用のPRにもなるというふうに考えてございませう。現在のところ、このような形で認証制度については検討させていただいているところでございませう。

此村委員

当然、企業にも社会的責任というものが求められているわけでありまして、とはいえ、また何らかのインセンティブを与える施策によって、企業も更に取り組みやすくなると、こういうことは必要だというふうに思ひます。この認証制度は大変良い取組だと私も評価をいたします。

シンボルマークの件で、封筒や名刺などに使ってくださいということもありますが、例えば環境のISOのマークのように、企業が環境問題に真剣に取り組んでいますよということをわざわざ会社の正門の前に張っているような企業も一杯ありますし、やっぱりそれなりに自分たちの誇りに思ひえるような、そう

いったことでマークも是非検討していただきたいというふうに思っております。そのためには やっぱり見た目もいいというような、そういったマークでなければならぬと、こういうふうに思うわけでありまして。その辺を是非御検討いただきたいことと、これらの認証制度やシンボルマーク等についての今後のスケジュールであります。いつごろから発足するのか、その辺についてお聞かせをいただきたいという ふうに思います。

産業人材課長

確かに委員おっしゃいますとおり、例えば企業の玄関等に認定証というような形で、その中には当然マークを入れる予定でございます。企業の正面玄関にでも飾っていただければ、それも一つの啓発になると思われまので、是非そのような形でやってまいりたいと思っております。

また、実施までのスケジュールでございますけれども、まず認証事業のシンボルマーク の募集につきまして、4月から5月ぐらいにかけて募集を行いまして、一定の審査を経まして、7月中にはシンボルマークを決定したいというふうに考えてござ います。また、シンボルマークを基に8月から9月にかけて認証企業の募集に入りたいと思っております。9月が障害者雇用支援月間でございます。毎年、障 害者雇用促進大会も開いてございますので、この場においてシンボルマークデザインの優秀者の表彰と、第1回の認証式というような形で実施をしたいというふ うに考えてございます。

此村委員

是非、よろしくお願ひしたいと思ひます。それから3.6%という目標に向かつて、企業が競ってこれに取り組んでいくというようなことは、本当に素晴らしいことだと思ひますので、是非お願ひしたいと思ひます。

こうした様々な取組によって、企業に障害者を雇用してもらっても、様々な要因で実 際には辞めてしまうという障害者の方も多いんです。なかなか職場の中で理解を得られないとか、実際は働きづらいとか、またどうしても障害者の中には、周り はそうではなくても自分でそういうふうに思い込んでしまうというようなことで、短期間で辞めていかれる方も多いわけでありまして。職場に定着してもらうための取組も必要ではないかと思ひますが、どのように考えておられますか。

産業人材課長

確かに委員おっしゃいますように、障害者の方はせつかく就職をされても、周りの同 僚の方となかなかうまくいかないとか、企業と家庭とのいろいろなトラブルがあつたりして、辞めてしまう方もかなり多いというふうに聞いてござ います。そう いったことに対しまして、定着支援ということで、例えば、県の障害者仕事サポーターですとか、障害者就労相談センター等では個別の就労支援、定着支援を 行つておりますし、一定数の障害者を雇用する企業に対しましては、障害者職場指導員というようなものを置いていただければ、それに対して補助するというよ うな施策もござ います。

今年度は、こうした取組に加えまして、障害者ジョブコーチを養成する講座を県内の NPO法人に委託をして、現在講座を実施しているところでござ います。障害者ジョブコーチでは、2種類の養成をしておりまして、一つは企業内

育成型ジョブ コーチと呼んでございますけれど、障害者を雇っておられる企業で、雇っておられる障害者に対する様々な支援、指導を行うジョブコーチ、これは社員の方ですが、そういった方を養成をしようというものと、もう一つは、派遣型のジョブコーチということで、企業で障害者を雇っているけれど、トラブル等の問題がある という企業に対して、ジョブコーチを派遣いたしまして、企業と障害者あるいは家庭との調整も行っていただくという目的の派遣型のジョブコーチを養成をして ございます。今年度、ジョブコーチを養成いたしまして、派遣型については、来年度に実際に派遣をするということで、400 回程度の派遣を予定してございます。

此村委員

是非、成果が出るように取り組んでいただきたいと、こういうふうに思います。

次に、観光振興計画等について、質問をさせていただきます。

これにつきましても、何度か質問をしたところでありますが、私が提案させていただきました表彰制度について質問をさせていただきます。新たに設ける表彰制度について、秋の観光シーズンに表彰を行うのはいいと思いますが、関係団体への周知や推薦依頼なども必要だと思います。計画の施行と併せて4月に発表するのでもいいのではないかと考えておりました、観光振興計画が4月1日に施行される中で、新しい表彰は具体的にいつ、どのように実施をするのか、お聞かせをいただきたいと思います。

商業観光流通課観光室長

新たな表彰制度につきましては、条例に基づきます観光振興重点期間の主要なイベントとして位置付けていく予定でございます。今後、表彰制度の設定を検討してまいりますがおおむね5月から6月にかけて公募をし、7月に選考、10月に表彰式というようなスケジュールをイメージしております。実施方法は、観光振興重点期間に行われますイベントや観光キャンペーン活動と連携し、アピール性の高い方向で実施したいと考えております。

此村委員

これまでの答弁で、神奈川らしい表彰制度にしたいということでありました。この表彰ではどのような賞や区分を設けるおつもりでしょうか。また、どのような効果があるとお考えですか。私の方からも幾つか提案というか、具体例を申し上げて おりますが、県としてはどのようなお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

商業観光流通課観光室長

表彰の効果についてですが、表彰には観光振興に取り組む団体の励みになる、それによって意欲を高め積極的な活動を誘発するという効果があると考えております。本県は地域ごとの特性が様々で、その多様性を生かした観光振興が重要であると考えておりますので、地域主導での観光まちづくりや、セールス活動を促していく必要があると考えております。そこで、設定する賞については、観光まちづくりや観光プロモーション活動などの部門を設定したいというふうに考えております。

此村委員

是非よろしくお願ひしたいと思ひます。来年度に公民連携での総合的な推進体制を設けるといふことが載っておりますけれども、いつごろ設置をする予定か、具体的にどのような機関の参加を想定して、どのような取組を行っていくのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

商業観光流通課観光室長

総合的な推進体制につきましては、観光に関連する各主体に対しまして、今年度の観光振興重点期間への協力依頼をする必要がございますので、できるだけ早い時期に立ち上げて、開始していきたいというふうに考えております。

具体的には、4月中にはこの組織をつくり上げていきたいというふうに思っております。構成団体につきましては、宿泊業、旅行業、観光施設、交通事業者などのいわゆる観光産業のほか、農林漁業の関係団体、それからエリアごとの市町村、商工会・商工会議所、NPO団体、大学などの幅広い業種・団体の代表で構成することを予定しております。具体的な取組の内容としましては、県の観光に関する施策の周知、それから協力の要請、観光の振興に関する情報の共有、事業の連携の促進などを想定しております。

此村委員

次に、地域の観光を振興する上で、民間事業者へのインセンティブを高めるために、観光に特化した融資制度の設定の検討についても申し上げ、これまでも答弁があったところでありますけれども、具体的にどのようなものをおられるのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

金融課長

観光を振興するという視点からの施策でございますが、来年度予算に新たに新設するフロンティア資金ということで、観光振興対策を目的とした資金でございます。融資条件といたしましては、融資限度額8,000万円、融資期間10年、利率につきましては、2.1%でございます。それから保証料のことも考慮に入れまして、信用保証料率は、セーフティネット保証等の一部の保証を除き、中小企業の経営状況に応じた9段階の信用保証料率の体系となります。融資対象は中小企業者、それから特に旅館協同組合といった組織の方にも是非、使っていただきたいというふうに考えてございます。

この融資につきましては、観光振興条例等の趣旨に合致する事業ということで、事業計画を出していただくことになっておりまして、観光室の認定を受ける必要があるような仕組みになっております。資金使途としましては、例えば宿泊施設の改修、インターネットを介した予約システムの整備費用も含まれてございますが、旅館協同組合が作成する外国人観光客のための案内所の整備費用、名産品の開発に要する費用、あるいは観光モデル事業の立ち上げ費用、それから人材育成等の事業団体に必要な追加人員の配置やその教育に要する費用、特に設備に限定しない運営的な部分につきましても幅広く対象としてございます。

此村委員

大変細かくいろいろとやっていただけると、こういうことですが、問題は今でもいろんな施策に特化した形のフロンティア資金というのをつくっているのですが、利用者が全くいない等の問題点を当局において精査をして、どのよ

うにしたらせつ かくつくった融資制度が幅広く使われるかということを広報等も含めて考えて、使ってもらいやすいようにする対応を是非お願いしたいと思っております。

次に、外国人 200 万人プロジェクトに関しましては、様々な報道もなされているところではありますが、本県としても外国人観光客をどのように増加させていくかということと、そのための施策の一つだろうと思いますが、羽田空港内に観光の情報センターを設置すると、こういうことになっておりますが、このことについての御答弁をお願いします。

商業観光流通課観光室長

観光振興計画の中の外国人 200 万人プロジェクトというのがございます。昨年の本県の外国人の訪問者数は 113 万人というふうに推定されるわけですし、非常に高い目標とはなっておりますが、次の取組を進めてまいりたいというふうに思います。

一つには、国が非常に高い目標をつくっております、昨年の国の外国人訪問者数が 679 万人であったのに対しまして、2013 年には 1,500 万人にするというような目標を掲げ、様々な取組を計画しております。特に予算につきましては、来年度は今年度の 2.97 倍というような予算額が予定されておまして、こうした国の取組の成果が期待できるのではないかと考えています。また、ビジット・ジャパン・キャンペーンという国の施策と連携を図ることで誘客の実効性を確保していきたいというふうに考えています。

さらには、先ほどのお話にもございましたが、羽田の国際化が予定されておまして、そちらに羽田空港観光情報センターを設置することによって、PR を強化していきたいというふうに考えています。また、富士山を核としました山梨県、静岡県との連携、県西地域での観光圏整備など、広域の連携の枠組みを活用した観光プロモーションの強化を図ってまいりたいというふうに考えています。

また、大学との連携ですとか、人材の育成、ホスピタリティーの向上などに取り組んで、本県へのリピーターを増やしていきたいというふうに考えております。外国人 200 万人プロジェクトに対する取組状況は以上でございます。

続きまして、羽田の情報センターでございますが、本年 10 月末に羽田の滑走路の再 拡張及び国際化となりまして、新たな国際線到着ロビーが設置されます。その到着ロビー内に 7.3 平米ということで、そう広くはないのですが、首都圏の六 市の共同で観光情報センターを設置し、運営してまいります。内容につきましては、観光パンフレットの配布が中心でございますが、イベントスペースもござい ますので PR イベント等も行っていく予定でございます。

此村委員

最後に、とにかく外国人の方にどんどん来ていただきたい。私の子供はもう大きくなったのですが、小さい時分には子供があっちへ行こう、こっちへ行こうと言いつつ、あちらこちらに旅行に連れて行きました。子供が喜びそうな対応も必要ではありますが、最近は大人も喜ぶような取組も必要だと思っております。

それから、いわゆる、ゆるキャラですか、彦根市では何か有名なキャラクターをつくっているとのことでもあります。そういうようなキャラクターをつくっ

て、観光客を呼び込むことも一つで、リピーターの訪問にも役立っているよう
でありますので、こうしたキャラクターが観光客誘致に果たす役割というものも
決して無視はできないものがあるのではないかと、このように認識をいたして
おります。この ようなキャラクターについてはどのように考えておられるのか、
お聞かせをいただきたいと思ひます。

商業観光流通課観光室長

ただいまのお話にありました彦根市のひこにゃんとか、今年は奈良県で遷都
1300 年のイベントが行われていまして、せんとかんとか、昨年の Y 1 5 0 のた
ねまるとか、各地でいろいろなキャラクターがつくられております。これらが
観光に寄 与するところは十分にあるとは思っております。ただ、県全体でそう
いうキャラクターをつくるということにつきましては、本県の観光の特性は非
常に多種多様 であるということで、観光のイメージを一つのもので表現する
というのはなかなか難しいこともありますので、観光に特化したキャラクターを
県で考えるという よりは、実際に今年の本県で行われますイベント、例えば5月
の植樹祭にはかなりんちゃんというキャラクターもございますし、秋の技能五
輪ではかもめんという ようなキャラクターもつくってございますので、そうし
たイベントに合わせて必要なキャラクターを作成し、アピールしていくのが必
要ではないかなと思っております。

此村委員

当局の皆様が一所懸命にやっておられるというのがよく分かるわけでありま
すが、県 民により分かりやすく示してもらいたい、表現してもらいたいとい
うことで私は申し上げているわけであります。皆様が頑張っている施策の成果
というものが県 民に分かるように努力をしていただきたいということをお願い
して、私の質問を終わります。